

公益財団法人高知県消防協会災害対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な火災又は地震等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、若しくは発生の虞がある場合において、消防団が住民の生命、身体及び財産を保護するため、長時間にわたって予防し、警戒し及び鎮圧の作業に従事した場合に消防団活動を支援するために交付する支援金の交付基準を定めることを目的とする。

(大規模災害の定義)

第2条 大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

第2条第1号に定める災害にあって、これに基づく被害が甚大なものをいう。

(支援金の交付)

第3条 支援金は、大規模災害が発生した場合に各市町村又は消防本部を経由して、当該消防団に交付するものとする。

(支援金の交付基準)

第4条 大規模災害の支援金交付基準は、原則として次のとおりとする。

（1）次のア、イのいずれかに該当する大規模災害の場合 100,000円

ア 焼損棟数が50棟以上の建物火災

イ 焼損面積が50ヘクタール以上の林野火災

（2）前号に該当するもののうち、防ぎよ活動が特に困難であり、従事時間が相当長時間である大規模災害の場合 150,000円

（3）建物火災で社会に及ぼす影響が甚大であり、高知県消防協会会長が特に必要と認めた大規模災害の場合 250,000円

2 前項第1号に準ずる大規模災害についても、特に支援を必要と認めたものについては、支援金を交付することができる。

3 第1項の火災による大規模災害以外の大規模災害については、火災による大規模災害の支援との均衡を考慮のうえ、支援金を交付することができる。

(支援金交付の範囲)

第5条 前条の支援金は予算の範囲内で交付するものとする。

(大規模災害発生の即報等)

第6条 消防団長は、第2条に定める大規模災害が発生した場合には、速やかに被害状況を高知県消防協会会長に通報するとともに、被害状況の確定後、直ちに、様式1「大規模災害の被害状況について」により報告しなければならない。

(支援金の交付等様式)

第7条 支援金の交付等に必要な様式は、次のとおりとする。

（1）高知県消防協会災害対策支援金の交付決定について（通知） 様式2

（2）高知県消防協会災害対策支援金の受領について 様式3

（3）領収書 様式3-2

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、日本消防協会が支援金を交付する場合に適用する。

様式 1

発第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 高知県消防協会会長 様

市町村消防団
団 長 印

大規模災害の被害状況について

のことについて、下表のとおり報告します。

災 害 種 別				
発 生 日 時				
発 生 場 所				
発生地消防団名				
出 動 人 員	消防団員 消防職員 市町村職員	名 名 名	自衛隊員 その他	名 名
出 動 時 分				
被害状況 (焼損面積及び焼損 棟数等を記載)				
	添付書類 1 大規模災害が2日以上に及ぶ場合は、各日毎の消防団の 出動人員、防ぎよ従事時間の内訳。 2 火災、災害等即報、報道写真及び関係記事を記載した新 聞の切抜き等。			

様式 2

発第 号
平成 年 月 日

市町村消防団
団長 様

公益財団法人 高知県消防協会会長

高知県消防協会災害対策支援金の交付決定について（通知）

さきに、報告のあった災害に係る高知県消防協会災害対策支援金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

つきましては、当該交付金を交付しますので、受領を確認のうえ、直ちに領収書（様式 3 - 2）の提出をお願いします。

記

1 交付する支援金

金 _____ 円也

2 交付の対象となる消防団

市町村消防団

様式3

発第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 高知県消防協会会長 様

市町村消防団
団長 印

高知県消防協会災害対策支援金の領収について

さきに、貴協会から交付のあった高知県消防協会災害対策支援金を受領したので、別紙のとおり領収書を提出します。

様式3-2

領 収 書

公益財団法人 高知県消防協会会長 様

金 _____ 円也

ただし、高知県消防協会災害対策支援金として上記のとおり領収いたしました。

平成 年 月 日

市町村消防団
団長 印